

令和4年第1回

中津川市議会（定例会）議案

令和4年2月28日

令和4年第1回中津川市議会（定例会）議案目次

議第15号	中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・4
議第16号	中津川市個人情報保護条例の一部改正について・・・6
議第17号	中津川市川上有線放送施設の設置等に関する条例の廃止について・・・8
議第18号	中津川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用 に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について・・・10
議第19号	中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について・・・13
議第20号	中津川市消防団条例の一部改正について・・・15
議第21号	中津川市保育士等修学支援金貸付条例及び中津川市医療職員修学 資金貸付条例の一部改正について・・・18
議第22号	中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部改正につい て・・・20
議第23号	中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・22
議第24号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・23
議第25号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・24
議第26号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・25
議第27号	財産の取得について・・・26
議第28号	財産の取得について・・・27
議第29号	指定管理者の指定について・・・28

議第15号

中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

国家公務員に準拠し、育児休業制度の整備を行うため、この条例を定めようとする。

中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とし、同号イ中「以下、この号」を「以下この号」とする。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第16号

中津川市個人情報保護条例の一部改正について
中津川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、この条例を定めようとする。

中津川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改め、同条第10号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第17号

中津川市川上有線放送施設の設置等に関する条例の廃止について
中津川市川上有線放送施設の設置等に関する条例を廃止する条例を次のように制定する
ものとする。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川市川上有線放送施設を廃止するため、この条例を定めようとする。

中津川市川上有線放送施設の設置等に関する条例を廃止する条例

中津川市川上有線放送施設の設置等に関する条例(平成17年中津川市条例第7号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第18号

中津川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

中津川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川市過疎地域持続的発展計画に定める産業振興促進区域において、一定の事業に供する家屋、土地及び償却資産の取得等を行った者に対し、その固定資産税の課税を免除するため、この条例を定めようとする。

中津川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市が定める中津川市過疎地域持続的発展計画（以下「持続的発展計画」という。）に記載された同条第4項第1号の産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、持続的発展計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条の農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の範囲)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以

下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、偽りその他不正の行為によって固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに取得等をした設備に対する固定資産税の課税免除については、この条例は、その時以後も、なおその効力を有する。

議第19号

中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について
中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例

中津川市消防本部消防手数料条例（平成12年中津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表12の部7の項中「110,000円」を「98,000円」に改め、同部9の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第20号

中津川市消防団条例の一部改正について
中津川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

消防団員の報酬額の引上げ等を行うため、この条例を定めようとする。

中津川市消防団条例の一部を改正する条例

(中津川市消防団条例の一部改正)

第1条 中津川市消防団条例(昭和28年中津川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(報酬)」に改め、同条中「手当」を「報酬」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「手当」を「報酬」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第17条関係)

区分	単位	金額	備考
団長	年額	120,000円	従事する期間が1年に満たない場合は、当該従事する期間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額とする。
副団長	年額	66,000円	
分団長	年額	43,500円	
副分団長	年額	38,500円	
部長	年額	31,000円	
班長	年額	29,000円	
団員	年額	27,500円	
機能別団員	年額	5,000円	
災害出動	日額	8,000円	従事する時間が4時間に満たない場合は、当該従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額とする。
警戒、訓練その他これらに準ずるもの	日額	1,600円	

備考 機能別団員には、災害出動及び警戒、訓練その他これらに準ずるものに対する報酬を支給しない。

第2条 中津川市消防団条例の一部を次のように改正する。

別表中「66,000円」を「67,000円」に、「43,500円」を「47,000円」に、「38,500円」を「42,000円」に、「31,000円」を「34,000円」に、「29,000円」を「31,000円」に、「27,500円」を「29,000円」に、「5,000円」を「6,000円」に改める。

0円」に、「29,000円」を「33,000円」に、「27,500円」を「31,500円」に改める。

第3条 中津川市消防団条例の一部を次のように改正する。

別表中「67,000円」を「69,000円」に、「47,000円」を「50,500円」に、「42,000円」を「45,500円」に、「34,000円」を「37,000円」に、「33,000円」を「37,000円」に、「31,500円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和5年4月1日
- (2) 第3条の規定 令和6年4月1日

議第21号

中津川市保育士等修学支援金貸付条例及び中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部改正について

中津川市保育士等修学支援金貸付条例及び中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

民法の改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられることから、連帯保証人に関する要件を改めるため、この条例を定めようとする。

中津川市保育士等修学支援金貸付条例及び中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

(中津川市保育士等修学支援金貸付条例の一部改正)

第1条 中津川市保育士等修学支援金貸付条例（平成29年中津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものとし、申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人」を「者」に改める。

(中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部改正)

第2条 中津川市医療職員修学資金貸付条例（平成29年中津川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中津川市保育士等修学支援金貸付条例及び中津川市医療職員修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった貸付けに係る連帯保証人について適用し、同日前に申請のあった貸付けに係る連帯保証人については、なお従前の例による。

議第22号

中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部改正について
中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

一般の方の使用に供する施設から会議室の一つを削るため、この条例を定めようとする。

中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例（平成15年中津川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2-1 会議室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第23号

中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項
の規定により、次の者を中津川市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市駒場	田島 雅子

議第24号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山 節 児

住 所	氏 名
中津川市手賀野	鈴木 瑞緒

議第25号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市苗木	志津 順子

議第26号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市下野	丹羽 多壽子

議第27号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

1 物件の表示

所在地	地目	面積 (平方メートル)
中津川市駒場字西山1666番3760	雑種地	2,900
中津川市駒場字西山1666番3871	雑種地	1,421
中津川市駒場字西山2292番	原野	1,054
合計面積		5,375

2 取得金額 236,309,733円

3 取得の相手方 中津川市かやの木町2番1号
中津川市土地開発公社
理事長 渡邊 卓

議第28号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山 節 児

- 1 財産の種別及び数量 （仮称）中津川市福岡学校給食共同調理場厨房機器 一式
- 2 取得金額 121,000,000円
- 3 取得の相手方 岐阜市六条江東1丁目1番3号
株式会社中西製作所岐阜営業所
所長 高木 浩太

議第29号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市間ノ根観光栗園 中津川市中津川字恵下地内
指定管理者	中津川市栄町1番1号 一般社団法人 中津川観光協会
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議第30号

北部辺地に係る総合整備計画の変更について

北部辺地に係る総合整備計画を別添のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

中津川市長 青山節児

北部辺地に係る総合整備計画

(令和3年度～令和7年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

総合整備計画書

(第1次変更)

岐阜県中津川市北部辺地
(辺地の人口 727 人 面積 19.1 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

中津川市加子母字 杉ヶ平、アハラ、中筋、起シ、上下島、下モ木戸、池ノ上、牧、大沼、花ノ木、池ノ森、森ノ外、山木戸、堂垣戸、田尻、神ノ木、洞、西、西下モ屋、下モ屋、小郷東、小郷西、上小郷西、下小郷西、小和知野、起垣戸、神田向、辻、小松屋、小立、辻屋、寄木、中畑、室屋、島、溝畑、石飛、籠藪、森、横井、岩屋、谷向、稲場、鎌井野、野尻、浅島、生湯、山下、小和知東、小和知西

(2) 地域の中心の位置

中津川市加子母字小立 1450 番地 1

(3) 辺地度数 101 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

北部辺地は、中津川市加子母地区の最北端に位置し、国道 257 号沿いに 2 つの集落からなり、北から南へ複雑に傾斜した地形に家屋が点在しています。また、地域の最北端に位置するため、学校施設、公共施設、医療施設などにも遠く不便な状況となっています。

この地域は、飛騨牛や夏秋トマト、東濃絵などを産出しており、農林業が盛んです。地域の農業用水路や防災減災を担っている防災ダムの施設に経年劣化が見られ、機能低下が生じています。また、林道の路面状況が悪く木材の搬出に支障をきたしています。

このため、持続可能な営農に向けた農業用水路の改修や、地域の防災減災対策として防災ダムの設備を更新し機能強化するとともに、木材の搬出に必要な林道を改良します。

3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
農業用水路	岐阜県		() 45,100	18,800	26,300	26,200
防災ダム	岐阜県		() 58,320		58,320	58,200
林道	中津川市		() 25,000	12,500	12,500	12,500
合計			() 128,420	31,300	97,120	96,900

(注) ()は全体事業費

当初計画策定 令和 3 年 3 月 29 日

第 1 次変更計画策定 令和 年 月 日